

# 千葉県消防局メール119番緊急通報システム運用要綱

平成20年1月29日  
19千消指第146号

(目的)

第1条 この要綱は、携帯電話やインターネット端末機から電子メールを利用して緊急通報を行い、消防車や救急車の要請をするメール119番緊急通報システム（以下「システム」という。）を確立し、そのシステムを運用することにより、聴覚障害者や言語障害者（以下「聴覚障害者等」という。）からの緊急通報を担保し、円滑な消防行政サービス享受に係る手続きを定めることを目的とする。

(利用対象者)

第2条 システムの利用対象者は、千葉市に在住、又は勤務・通学をしている聴覚障害者等でシステムの利用を希望する者をいう。

(利用案内及び申込書)

第3条 システムご利用案内及びメール119番通報申込書（様式第1号）は、消防局警防部指令課、各消防署及び消防出張所、又は各保健福祉センターに配置し、利用希望者に配布するものとする。

(登録・利用開始の通知)

第4条 消防局長は、申込者からメール119番通報申込書により、利用の申し込みがあった場合は、遅滞なくシステムに登録作業を行うとともに、システム登録者名簿（様式第2号）に記載の上、申込者に登録完了をメールで通知するものとする。

(利用の取り消し)

第5条 消防局長は、登録後において、次の各号の定めによる場合は、利用の取り消しができるものとする。

- (1) 登録情報に、虚偽を発見した場合
- (2) 明らかに迷惑メールと判断した場合
- (3) その他、利用の取り消しが妥当であると判断した場合  
(個人情報管理)

第6条 メール119番通報申込書により得た個人情報の利用については、メール通報に関する業務の範囲内で使用し、それ以外の目的では使用しないものとし、運用にあっては、千葉県個人情報保護条例（平成17年条例第5号）の定めによるものとする。

(疑義)

第7条 この要綱に記載のない事項又は疑義が生じた場合は、指令課と申込者が協議のうえ決定するものとする。

附 則

この要綱は、平成20年3月1日から施行する。

この要綱は、令和2年2月1日から施行する。